

## 秩父市建設工事における社会保険等未加入対策事務取扱要領

(令和7年10月27日市長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要領は、法定福利費を適正に負担する業者による公正で健全な競争環境を構築することにより、建設業の持続的な発展に必要な担い手の確保につなげるため、秩父市が発注する建設工事における社会保険等未加入対策の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「社会保険等未加入業者」とは、次に掲げる届出のいずれかをしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

### (対策の内容)

第3条 秩父市と契約を締結する全ての建設工事において、社会保険等未加入業者を下請負人とすることを原則禁止するものとする。

### (実施方法)

第4条 受注者及び発注者は、社会保険等未加入業者を原則下請負人としなことを次項から第7項までの規定に定めるところにより、確認するものとする。

- 2 受注者は、使用する下請負人における適切な保険加入の範囲及び適用除外などについて、国土交通省が策定した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート等を参考に加入状況を確認するものとする。
- 3 発注者は、受注者から提出された施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認するものとする。
- 4 受注者は、社会保険等未加入業者を下請負人とする場合、下請負人としなければならない特別の事情について具体的な理由を記載した書面（以下「理由書」という。）を施工体制台帳と併せて発注者に提出するものとする。
- 5 一次下請負人が社会保険等未加入業者である場合は、次のとおり対応するものとする。
  - (1) 発注者は、受注者から理由書の提出を受けたときは、理由書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するものとする。
  - (2) 発注者は、理由書によって当該特別の事情を有すると認められると判断した場合は、受注者に対して、原則30日以内の期日を指定して保険加入を確認できる書類を提出するよう通知するものとする。この場合において、指定した期日までに保険加入を確認できる書類が提出されないときは、秩父市建設工事標準請負契約約款第7条の3第1

項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

- (3) 発注者は、理由書若しくは保険加入を確認できる書類が提出されない場合又は理由書によっても当該特別の事情を有すると認めないと判断した場合は、受注者に対して、特別の事情を有すると認めないこと、その理由及び秩父市建設工事標準請負契約約款第7条の3第1項の規定に違反することについて通知するものとする。

6 二次以下の下請負人が社会保険等未加入業者である場合は、次のとおり対応するものとする。

- (1) 発注者は、受注者から理由書の提出を受けたときは、理由書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するものとする。
- (2) 発注者は、理由書によって当該特別の事情を有すると認められると判断した場合は、受注者に対して、特別の事情を有すると認めることについて通知するものとする。
- (3) 発注者は、理由書によっても当該特別の事情を有すると認めないと判断した場合は、受注者に対して、特別の事情を有すると認めないこと及びその理由とともに、原則30日以内の期日を指定して当該未加入下請負人の保険加入を確認できる書類を提出するよう通知するものとする。
- (4) 前号の期日は、受注者が、当該未加入下請負人に対して適切な指導を行い、当該未加入下請負人が保険加入に時間的猶予を必要としていることが分かる書面を提出した場合は、2次下請負人は60日まで、3次以下の下請負人は90日まで延長することができる。
- (5) 発注者は、理由書又は保険加入を確認できる書類が提出されない場合は、秩父市建設工事標準請負契約約款第7条の3第1項の規定に違反することについて通知するものとする。

7 この要領に関し必要な様式の作成は、市長が別に定める。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和8年1月1日から実施し、同日以後に契約を締結する建設工事から適用する。